

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	特別障害者手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三重県は、特別障害者手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

三重県知事

公表日

令和3年2月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別障害者手当等の支給に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に基づく福祉手当の支給に関する事務 ・認定請求書の受理及び認定事務 ・所得状況届の受理及び審査事務 ・氏名、住所変更届及び資格喪失届の受理及び確認事務 ・受給者台帳登録事務
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特別障害者手当等に係る受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 47の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第38条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 67、68、69及び85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第38条、第38条の2、第43条の3の2 ※当該事務に関する別表第二の項番69に係る主務省令は未制定。 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110及び120の項 別表第二主務省令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども・福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三重県戦略企画部情報公開課 住所: 〒514-0004 津市栄町1丁目954番地 電話: 059-224-2071
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三重県子ども・福祉部障がい福祉課 住所: 〒514-8570 津市広明町13番地 電話: 059-224-2215

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 67、68、69及び85の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条第1号～第3号、第38条の2第1号・第2号、第43条の3の2第1～5号 ※当該事務に関する別表第二の項番69に係る主務省令は未制定。 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二 19、26、56の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条及び第44条	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 67、68、69及び85の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条第1号～第3号、第38条の2第1号・第2号、第43条の3の2第1～5号 ※当該事務に関する別表第二の項番69に係る主務省令は未制定。 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二 19、26、56の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条の2第1号・第2号、第19条第1号～第6号、第30条第11号、第44条第1号～第6号	事後	重要な変更にあたらない (法改正)
平成29年12月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 森下 宏也	障がい福祉課長 西川 恵子	事後	重要な変更にあたらない (人事異動)
平成30年4月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報フィルの取扱いに関する問合せ連絡先	三重県健康福祉部障がい福祉課 住所: 〒514-8570 津市広明町13番地 電話: 059-224-2215	三重県子ども・福祉部障がい福祉課 住所: 〒514-8570 津市広明町13番地 電話: 059-224-2215	事後	重要な変更にあたらない (組織改正)
平成30年4月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部障がい福祉課	子ども・福祉部障がい福祉課	事後	重要な変更にあたらない (組織改正)
平成30年4月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	障がい福祉課長 西川 恵子	障がい福祉課長 森岡 賢治	事後	重要な変更にあたらない (人事異動)
平成31年2月8日	IV リスク対策	記載なし	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目及び記載の追加
令和3年2月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを扱う事務 ②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に基づく経過的福祉手当の支給に関する事務	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項に基づく福祉手当の支給に関する事務	事後	重要な変更にあたらない (法令の表記にあわせた修正)
令和3年2月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 47の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第38条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 47の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第38条	事後	重要な変更にあたらない (法令の表記にあわせた修正)
令和3年2月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 67、68、69及び85の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第38条第1号～第3号、第38条の2第1号・第2号、第43条の3の2第1～5号 ※当該事務に関する別表第二の項番69に係る主務省令は未制定。 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二 19、26、56の2及び87の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第13条の2第1号・第2号、第19条第1号～第6号、第30条第11号、第44条第1号～第6号	【情報照会】 番号法第19条第7号 別表第二 67、68、69及び85の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第38条、第38条の2、第43条の3の2 ※当該事務に関する別表第二の項番69に係る主務省令は未制定。 【情報提供】 番号法第19条第7号 別表第二 9、12、15、19、26、56の2、87、110及び120の項 別表第二主務省令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3	事後	重要な変更にあたらない (法令の表記にあわせた修正)
令和3年2月4日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	令和3年1月25日時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)
令和3年2月4日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	令和3年1月25日時点	事後	重要な変更にあたらない (時点修正)